

「浅川流域協議会提言書」と「流出解析」の関係

提言事項		流出解析	
河川改修原案	1	現在中断している未改修区間の河川改修工事を早期に進めるとともに、浚渫等の維持管理を計画的に実施すべきである。	左記の提言の実施を前提として流出解析を行っています。
	3	区間1～3での河床掘削案は、20cmから50cmの河床掘削により10m ³ /sから30m ³ /s分の流量に対する河積確保をする計画であるが、この区間は河床勾配も緩く、上流からの流出土砂で直ぐに堆砂してしまう。	提言に基づき、従前の河川改修計画を基本として流出解析を行っています。 ケース～は従前の計画高水流量を設定していることから、区間1～3の河床掘削や区間の堤防嵩上げは不要となります。 なお、参考(ケース'～')では橋梁の架け替えや取付道路の急勾配は生じませんが、区間3～5で一部河床掘削や嵩上げが必要となります。
	4	区間4の堤防嵩上げ案については、橋梁の架け替えや取付道路の急勾配が生ずる。また、天井川を解消した区間の計画高水位を上げることとなるため、危険度が増すことが懸念される。	
	8	次のことから、上流で流量をカットすべき河川施設を計画したほうがよい。 ・ 極力、手戻りを避けるべきである。 ・ 橋梁の架け替えや取付道路の急勾配を避けるべきである。 ・ 河床勾配の緩い箇所での河床掘削は避けるべきである。	提言に基づき流出解析を行い、上流での施設配置について検討した結果、各ケース(～)で、ため池の活用や河道内遊水地の配置を行いました。
	10	新眼鏡橋上流の旧河川敷約300m区間に、洪水を一時貯留させる遊水地を設置し、下流河川の流量低減を図ってはどうか。	旧河川敷における地形的制約から治水容量が約3,500m ³ 程度と小さく、一時貯留させる遊水地には適していないと判断しています。
	12	当面の治水対策の目標となっている現行の基本高水流量450m ³ /sの基本線は崩さないで、本流域協議会から提案したものを早急に検討してもらい、早期に河川整備計画の認可を得るべく国に申請して事業を進めてもらいたい。	当面の治水対策の目標である1/100確率の治水安全度、治水基準点での基本高水流量450m ³ /sを基本としています。
流域対策原案	(遊水地による流出抑制)		
	6	遊水地は本計画案に不可欠な施設である。未改修区間の工事や改修済区間での土砂の取り除きによる流量確保も必要である。	河道内・外遊水地の規模、組合せによって各ケースの検討を行った。また、提言による流量確保も必要であるため実施してまいります。
	7	檀田付近の遊水地(約2～3haで5～10万m ³ 貯留)では小さい。上流河道内遊水地と併せて検討が必要である。	檀田遊水地は設置可能な規模を設定し、河川改修、ため池、河道内遊水地及び田子遊水地との組み合わせにより検討を行っています。
	8	南浅川合流点付近やその上流での河道内遊水地は、地すべり等問題があり、水を貯める施設は造るべきではない。	河道内遊水地は各ケースにおいて必要となりますが、地すべり等の安全性については十分検討する必要があります。
	9	田子川合流点付近の遊水地については、外水・内水対策上での検討を踏まえて設置する必要がある。場所については、協議会でも色々提案が出されたが、技術的な見地から検討を行って、適地を示して欲しい。	検討ケースによっては、田子遊水地が必要となり、場所については技術的な見地から適地を設定しました。
	11	通常は農地として利用され、洪水時は遊水地として水害による補償金を出すことは疑問であるため、遊水地の用地は、土地を買い上げて設置すべきである。	遊水地を整備する場合の用地補償については、地権者の方々と十分に話し合いを行い、平常時の利用形態に応じた補償を検討します。
(ため池を利用した流出抑制)			
13	ため池を嵩上げて貯留することに不安がある。管理者、地権者、市民等への説明も十分になされていない。	ため池は、治水効果が大きく見込める「大池、猫又池」を選定しました。これらのため池によるピークカット流量は計15m ³ /sとしています。 なお、ため池の治水利用に関しては、ため池を嵩上げせずに、現在の池の容量の中で治水容量を確保する方向で、管理者(浅河原土地改良区)と協議を進めているところです。	

流域協議会提言書「提言事項」については、流出解析業務委託に係る事項のみ抜粋しました。